

山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成17年2月15日(火)午後2時から午後4時まで

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

相本艶子(山口県消費生活消費生活センター所長)

広田 聡(山口地方裁判所所長)

大田正之(山口市広報広聴課長)

田川章次(弁護士)

田中愛子(山口県立大学看護学部助教授)

辻川 昭(山口地方裁判所判事)

萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道部長)

永田信明(弁護士)

三間地光宏(山口大学経済学部助教授)

なお、嶋田日出夫(山口経済同友会常任幹事)及び仁田良行(山口地方検察庁次席検事)は欠席

(2) オブザーバー

民事首席書記官, 刑事首席書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) 広田委員の自己紹介

(2) 委員長代理の選任について

石井委員の交代に伴う委員長代理として, 石井委員の後任者である広田委員を選任。

(3) 広報活動について

(1) 前回の委員会で意見のあった次の点について, 事務局から進捗状況について説明があった。

ア 広報用ビデオテープの貸出しについて

少額訴訟手続案内ビデオを含め, 新たにホームページに貸出要領を掲載した。

イ 振り込め詐欺について

ホームページに掲載するほか, 庁内に注意喚起の貼り紙を掲示した。

ウ ケーブルテレビについて

各広報行事の紹介等が可能ではないかと考えているが, 予算の関係もあり, 検討中である。

エ 司法教育について

県, 市の教育委員会において, 出張講義等のPRを行ったほか, 小中学校の校長会でも案内を行う予定にしている。その他, 夏休み期間の行事を企画中である。

オ 判決速報について

いわゆる下関駅構内無差別殺人事件の判決を新たに掲載した。

- (2) その他，裁判所で行った広報活動について，次のとおり事務局から説明があった。
- ア 裁判所見学ツアーについて
平川中学校，美東小学校，白石中学校が裁判所見学に来庁し，模擬裁判，法廷内記念撮影，所長室訪問などを体験した。
 - イ 広報誌の発行について
広報誌「COURTやまぐち」の創刊号が発行され，第2号が3月1日発行予定である。
 - ウ 裁判官等の講師派遣
「やまぐち街なか大学」への講師派遣状況について報告
 - エ 裁判員制度広報について
法曹三者の長による山口駅構内でのパンフレット配布活動，職員からのキャッチコピーの募集等について報告
 - オ ホームページの更新
ビデオテープの貸出要領，振り込め詐欺注意喚起，裁判所見学ツアー募集の案内を新たに掲載した。
- (4) 次回の意見交換のテーマについて
次回も，「裁判所の広報」，特に裁判所見学ツアーのあり方について引き続き議論するほか，裁判員制度の広報活動についても継続的な議題として取り上げることとなった。
- (5) 次回開催日の決定
平成17年7月上旬をめどに調整することとされた。
- 5 委員の発言要旨等
別紙のとおり

(別紙)

委員の発言要旨等

1 裁判所の広報活動について

(委員長)

広報活動について何か質問はありませんか。

(A委員)

我々の意見が早速生かされていることに大変感謝したい。

(B委員)

広報誌も大変いいことだと思うが、マスコミでは取り上げられていないように思われるので、広報誌の配布先に報道機関を加えてはどうか。

(C委員)

消費生活センターでも、裁判所からいただいたポスターを早速掲示している。また、県内でも、覚えのないサイト利用料の架空請求や支払督促や少額訴訟の制度を架空請求の手段として使う事件が発生しており、相談件数が急増する中、関心も高まっている。今年度の「暮らしを考える一日教室」の講座内容を検討しているが、その中で裁判所に関する内容を取り上げてやってみたいので講師派遣等検討して欲しい。

(A委員)

報告のあった広報活動は本庁中心のようにも見えるが、支部レベルでの活動も考えていただきたい。スタッフなどの問題もあると思うが、ぜひ工夫して、出張講義、法廷見学、模擬裁判などを、特に中高生や大学生を対象にして実施して欲しい。

(D委員)

消費生活センターへの講師派遣については、日程等を調整してお応えしたい。支部での広報活動についても、本庁の成果を伝えて工夫して行ってもらっており、消費者問題や破産手続などで支部からも講師派遣を行っている。

(事務局長)

支部における広報活動については、下関支部や岩国支部でも、夏休み期間中に法廷傍聴を行っている。スタッフの面で苦しいこともあるが、管内での取り組みについても検討したい。また、少額訴訟などの手続案内ビデオも、本来は広報用ビデオではないが、消費生活センター等に貸し出して上映できることを上級庁に確認済みであるので、遠慮なく申し出ていただきたい。また、制度説明のための講師派遣も活用してほしい。

(E委員)

大学も社会にPRするため、地域との共生をテーマに頑張っており、例えば、「豊かな暮らし」公開講座を企画するとすれば、その中で、裁判官を講師として派遣してもらえるだろうか。

(D委員)

裁判所から派遣される講師にとって、裁判手続や制度説明は得意分野だろうが、豊かな暮らしというような哲学的なテーマでの講師として適当かどうか不安はある。もし、御要望があれば、どのような役目を担わせてもらえるか御教示願いたい。

(総務課長)

広報誌について各委員の御意見をいただけるとありがたい。

(A委員)

創刊号は、何部印刷して、どこに配布したのか。

(総務課長)

500部印刷し、県内の各市町村、高校、大学に配布した。

(F委員)

広報効果を考えるならば、部数として500部は少ないと思う。配布先についても、一般の目に触れるように他にもあちこちに配布すべきではないか。マスコミも配布先に加えてはどうか。もっとも、記者クラブの方で、情報提供されいながら放置していたのなら申し訳ない。先ほど、アンケートの回答で、「明るい」とか「親しみやすい印象」という感想があったとのことであるが、これは、「裁判所にしては、親しみやすい」ということだと思う。我々が記事を作る際も、少しでも字数を少なく、わかりやすい表現にしようと思がけているが、この広報誌は字が多く、詰め込みすぎている気がする。

率直な感想を言わせていただいたが、報道関係として、我々も協力させていただきたい。

(G委員)

この広報誌を発行するための予算や人員は、特に手当てしているのか。

(事務局長)

広報誌分として特に予算が用意されているわけではない。人員についても、職員で委員会を作って集まって相談しながらやっているが、それぞれが日常の仕事の合間に作業をしているのが実情である。

(A委員)

私も、確かに500部は少ないと思う。ただ、部数を増やすとなると予算的にはかなり負担になるであろうし、部数を増やしてこの内容を維持するのは難しいであろう。もう少し圧縮して、部数を増やしたいところである。例えば、裁判員制度に関する記事については、我々からみてもわかりにくい。もっと簡単な資料を掲載することはできないのか。

(事務局長)

今回は、市町村や学校関係に配布したほか、庁舎ロビーに備え置いたり、見学者に配布したりしているが、部数については、スケールメリットが働くので、倍の部数にしても倍の費用がかかるわけではないので、次回以降も読みたいというような反応のあるところの部数を増やすなど、様子を見ながら検討したいと考えている。

(委員長)

例えば、山口市には何部配布しているのか。

(事務局長)

2部送付している。

(委員長)

それでは、市民の目に触れることはないのではないか。公民館や出張所にある程度の部数を備え置かないと読んでもらえないのではないか。

(事務局長)

各自治体において、配布した広報誌をどのように使ってもらおうのいいか検討したい。

(A委員)

学校関係に配布する場合、教育委員会から各学校あてに文書を送付するルートがあるはずなので、これを通じて配布すれば、送料をかけずに各学校に配布できるのではないか。

(E委員)

記事の組み方についてだが、全家庭に配布できないものにQ&Aなどを連載しても、前号を読んでいない人にはわからないのではないかと気になる。連載でなく、全家庭に配布する方が周知としてよいのではないか。行事予定やトピックを広報誌に連載することもよいが、裁判員制度については1枚ものを全家庭に配布することを検討してはいいかがか。

(事務局長)

例えば、4回を予定している裁判員制度の紹介の連載が終わった段階で、連載4回分をまとめて配布することも考えてみたい。

(E委員)

広報の対象地域は山口市だけではないので、全家庭に配布するのは無理かもしれない。関心がある人は読むだろうが、関心のない人にも読んでもらうためには、完結的な単発のものを検討すべきである。

(C委員)

各家庭への周知となると、自治会の回覧板ならば確実に見ると思う。もっとも、全自治会を対象にすると、やはり部数も多数にはなると思う。

(B委員)

市からは自治会に回覧をお願いしているが、各家庭に配布するパンフレットも多くなって、自治会から「これ以上増やさないでくれ。」とギブアップされているのが実情である。周知方法としては、市の広報誌に掲載を依頼して書いてもらうのが一番よいのではないか。先日放送されたNHKの裁判員制度の特集番組では、どこも広報に力を入れると言っていたが、裁判所も努力していることを盛り込んで、意気込みを示すとよいと思う。どうしても、子供たちが読みやすいよう、字を大きくし、ふりがなを打つとかの工夫が必要になっている。また、市役所から学校や公民館に配布するシステムがあるので、そういうルートを利用すれば郵送料の節約になるし、同時に窓口でのパンフレット備え置きも依頼してはどうか。

(事務局長)

御意見によると、配布については、かなりの部数を送付することになるが、特集号や必要な号だけでも配布できないか検討したい。

(C委員)

県の方でも、直接県民と接する出先機関へは県庁に配送ボックスがあるので、これを利用すれば、全県内に配布できると思う。関係課へ依頼すれば配ってもらえると思うが、数が少ないと、あそこに送ってここに送らないということもできないし、内部の回覧に止まる可能性もある。部数は相当数を用意した方がよい。

(D委員)

県や市の広報で、鳥取では県と裁判所が協力することになったと聞いている。県や市

の広報に、制度紹介をすることは、県や市にとっても有益ではないかと思われるが、例えば、市報などに連載スペースをいただくことはできるだろうか。

(B委員)

紙面全部は無理としても、数回分の記事をいただければ可能ではないかと思う。PRの必要性については同感である。

(A委員)

第2号の掲載記事にある振り込め詐欺については、うちの法律事務所への相談も増加しているので、取り上げていただけるのはありがたい。ただ、もう少し見やすく工夫できないだろうか。

(委員長)

重要な記事については、表紙に、「こういう記事がありますよ。」と見出しがあれば、読もうかという気になるのではないか。

(C委員)

振り込め詐欺には3種あると言われている。いわゆるオレオレ詐欺、サイト利用料等の架空請求及び闇金融の保証金詐欺である。山口県警にも対策本部ができ、消費生活センターにも、ものすごい数の相談があるので、ぜひ取り上げて欲しい。また、請求書に記載されていた裁判所の電話番号が偽物で、そこに電話してだまされるという事例もある。

(事務局長)

にせの裁判所の電話番号の例は聞いており、わかりにくいかもしれないが、記事原稿の3ではその点を注意しているつもりである。もう少しわかりやすいものが良かったかなと反省している。

(A委員)

裁判所職員になりすました詐欺の事件は、山口管内で発生したものか。

(事務局長)

関東地区の裁判所と聞いている。報道されたような形で職員が集金をすることはあり得ないが、裁判所を信用して来庁した方が被害に遭ってしまう危険がある。余り詳しく書くと差し障りもあるので、こういう形の記事になった。今回、間に合わなくても、御意見を参考にして、第3号以下に反映していきたい。

(委員長)

支部紹介で周南支部が取り上げられているが、支部の所在地の地図も載せてはどうか。

(事務局長)

検討する。

(D委員)

司法の窓の25ページに裁判所の一覧地図があるように、今号でなくてもよいが、山口管内の裁判所が一覧できる地図を載せてもいいと思うがどうか。

(その他の委員)

賛成です。

(A委員)

地裁単位の広報誌の発行について、中国管内では山口地家裁が初めてという話である

が、全国的にはどうか。

(事務局長)

広島高裁管内以外の庁については把握していない。

(A委員)

新聞やテレビは、初めてというのが好きなので、「初めて」というところで広報誌をPRすればよいと思う。

(事務局長)

他の裁判所の状況を確認してみたい。

(F委員)

広報誌だけではなく、市町村の広報に裁判所の記事を掲載するとか、司法の窓で、山口を取り上げてもらうことも考えられるが、当面は広報誌に力を入れて、他に気がついたところがあればいろんなチャンネルでアピールするのがよいと思う。また、裁判所を装った電話番号を記載した架空請求の事件があったが、裁判所の電話番号は統一性がないので、番号を見ただけで「裁判所」と分かるようにすると広報効果も高いと思う。例えば、警察のように番号に「110」が入るとわかりやすいのではないか。「裁判所は「1000」だったよね。」となれば、わかりやすいと思う。

(E委員)

いろんな広報誌を使って、情報発信だけではなく、情報受信として活用することも考えられる。裁判員制度に対する全国的な調査やその結果は行われているが、山口のニーズを把握しておく必要もある。市民レベルで、施行されると困る、あるいは困っている問題はないか、NHKや報道機関と協力して、施行の2年前くらい前からアンケートを取ってはどうか。

(D委員)

裁判所にとって、広報活動は不慣れであり、委員から見れば、ぎこちないように思えるところがあると思うので、御指摘いただきたい。先ほどの意見にあった、双方向の視点は確かに重要である。事務局に質問であるが、裁判所見学ツアーを実施した際に、参加者からアンケートを取っているのか。

(総務課長)

1月に実施した見学ツアーのアンケートによると、裁判員制度に「積極的に参加する。」、「国民の義務として参加する。」、「できれば参加したくない。」は、それぞれ3人ずつであった。

(E委員)

見学ツアーに参加しようという積極的な人から集計してもバイアスがかかってしまうので、一般的な調査をする必要があると思う。

(C委員)

「制度は知っているが自分はやりたくない」という人が多いというデータを見た覚えがある。意見は情報によって変化するので、アンケートを年次別で集計して、国民の意見の動きを把握することも必要ではないか。情報は発信だけではなく、様々な意見や提言の受信も意識して、それを次の発信に役立てていく双方向の広報が必要だと思う。また、消費生活センターとしては、裁判所見学ツアーに関心がある。1回10名でやって

いるとのことだが、人数は、どの程度まで受け入れが可能であるか。

(事務局長)

見学ツアーの定員については、事件関係の来庁者にも配慮して、庁内を集団で移動できる人数ということで、10人程度で設定しているが、グループでの参加については、別途動線を配慮するなどして対応が可能と思われる。また、裁判員制度については、先日のNHKの報道特集でも、2年前の数値と変わっていないことから周知が進んでないという危機感を持っている。今回、広報誌を、山口で独自に発行したのは、地元の裁判所に対する親しみをもってもらいたいという趣旨からである。

(B委員)

市の広報では、「広報力は経営力」ということを合い言葉にしている。民間と異なり、費用対効果を考えなければならず、最初から充実することはできない。いろいろ努力して広報活動をしているところを盛り込めばよいと思う。クロスワードパズルを掲載したりして内容に工夫するとともに、字の大きさについても、大きい方が読んでもらえるということを意識している。

(D委員)

情報を盛り込みたいと思うあまり、最高裁のものに比べても、詰め込みすぎとなっているようである。裁判所は敷居が高いというイメージを払拭して、手軽に司法サービスを利用して欲しいという趣旨を出したい。

(A委員)

広報誌の2号について、3ページが簡裁、4ページが家裁の手続案内であるが、手続案内が多すぎる。同じ号に家裁はいらないし、次号に掲載してもよいと思う。個人的には「振り込め詐欺に注意」を大きく取り上げて欲しい。

(F委員)

どうしても欲張ってしまうのは、テレビニュースでも同じである。1回聞いただけではわからないという点は、テレビではより重要視しており、材料を集めることと同時に、ばっさり落とすことも必要である。最近の子供は、まず、見た目で反応し、じっくり考えて読み込む訓練はできていない。記事を落とす覚悟でスペースを広げた方がよい。

(事務局長)

家裁との共同発行という体裁なので、家裁の記事も載せたいという意識はあった。

(E委員)

家裁関係など生活に密着した情報も重要であろう。裁判員制度は、全国レベルのもので、地方でかかわるものではないとしても、全国で発信している情報が地方に届いているかどうかは疑問である。山口では、こうやっているということを全国に還元できるように、山口から発信してもよいのではないか。

(C委員)

読者が、電話で広報誌を読んだ感想を伝えたい、と思ったときに、窓口が代表番号しかないのはいかがでしょうかと思う。広報室など、対応窓口をはっきりさせた方がよい。

(事務局長)

創刊号はアンケート用紙を添付したが、2号では特に実施しなかった。今後は「広報誌を読んだ御意見、御感想は〇〇まで」という一文を入れることも検討する。

(D委員)

第2号はすでに発注作業に入っているが、第2号に間に合わない意見については、6月1日発行予定の第3号に反映させたい。

(E委員)

広報活動に関するデータ収集について、御要望があれば、当大学の学生の意識調査などをしてくるが、どうか。

(D委員)

お申し出は大変ありがたい。ただ、現時点では、制度の細部について規定する規則がまだできておらず、不確定な部分には踏み込めないところがあるので、制度の内容が定まった段階で検討したい。

(G委員)

裁判員制度について、実施する際には、山口県独自の困難な点もあると思われるが、実施前に、県民を対象にアンケート調査し、問題点を分析して対応を考えてはどうか。

(A委員)

第2号の2ページの記事に「山口地裁における平成15年の裁判員制度対象事件は38件」という記載があるが、どこで、どのような事件があったかも教えて欲しい。